

厚生労働大臣が障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者を表彰

障害者雇用支援月間（毎年9月）に合わせ、平成23年9月7日に「平成23年度全国障害者雇用優良事業所等表彰式」が開かれ、その中で小宮山厚生労働大臣が長年障害者雇用に御尽力のあった障害者優良事業所等に対し表彰を行いました。



【表彰を行う小宮山厚生労働大臣】

厚生労働省では、毎年9月に①障害のある人を積極的に多数雇用している事業所、②障害のある人の雇用の促進と職業の安定に著しく貢献した団体又は個人、及び③職業人として業績をあげている勤労障害者に対し、厚生労働大臣表彰を行っています。

表彰者の方々の日々の御尽力を讃えるとともに、障害のある人の職業的自立の意欲を喚起することや、障害のある人の雇用に関する国民の関心と理解を一層深めています。

平成23年度は、32社の障害者雇用優良事業所と、37名の優秀勤労障害者に表彰を行いました。

【フォトレポート】

<http://www.mhlw.go.jp/photo/2011/09/ph0907-02.html>

(7) 職場での適応訓練

ア 職場適応訓練

障害のある人に対し、作業環境への適応を容易にし、訓練修了後も引き続き雇用されることを期待して、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費（2万4,000円/月）が支給される（原則、期間6か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、より訓練期間、支給期間を長くし（1年以内）、職場適応訓練費を上積み支給（2万5,000円/月）している。

イ 職場適応訓練（短期）

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を体験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費（960円/日）が支給される（期間2週間以内）。また、重度の障害のある人に対しては、より訓練期間や支給期間を長くし（4週間以内）、職場適応訓練費を上積み支給（1,000円/日）している。

(8) 資格取得試験等における配慮

司法試験及び司法試験予備試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害者の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等

を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においては、その有する知識及び能力を答案等に表すことについて障害のない人と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用を、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

(9) 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組

後期5か年計画において、国は公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請することとされており、これを踏まえ、官公需（官公庁の契約）を積極的に進めるため、各府省の福祉施設受注促進担当者会議を開催し、更なる官公需の促進を依頼するなどの取組を行うとともに、平成20年に地方自治法施行令を改正し、地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から、クリーニングや発送作業などの役務の提供を受ける契約を追加する措置を講じた。

また、平成20年度より障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、企業に対して当該税制の活用を促すことなどにより、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進している。

(10) 職業能力開発の充実

ア 障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害のある人については、障害者職業能力開発校を設置し、職業訓練を実施している。

平成24年4月1日現在、障害者職業能力開発校は国立が13校、都道府県立が6校で、全国に19校が設置されており、国立13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に、他の11校は都道府県に運営を委託している。

障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の態様を十分に考慮し、きめ細かい支援を行うとともに、サービス経済化、IT化の進展等に対応して、職業訓練内容の充実を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に資する職業訓練の実施に努めている。

イ 一般の公共職業能力開発施設における受入れの促進

障害のある人の雇用の促進し、職業の安定を図るためには、障害のある人及び労働市場のニーズに対応した職業能力開発の実施が不可欠である。

このため、都道府県立の一般公共職業能力開発施設において、知的障害や発達障害のある人を対象とした訓練コースの設置を促進し、受講機会の拡充を図っている。

また、可能な限り一般の公共職業能力開発施設において、障害の有無にかかわらず職業訓練を受けられるよう、ノーマライゼーションの観点から、自動ドア、スロープ、手すり、トイレの整備等、施設のバリアフリー化等を推進している。

ウ 民間の能力開発施設における能力開発

障害のある人の能力開発を図り、その雇用の促進と安定に資するため、納付金による助成金を財源として民間の能力開発施設の設置促進を図っており、平成24年4月までに全国で19か所設置されている。訓練施設については、身体に障害のある人を対象とするもの12施設（うち視覚障害のある人対象2施設）、知的障害のある人を対象とするもの10施設、精神障害のある人を対象とするもの3施設となっている（複数の障害を対象としている施設あり）。

エ 障害の態様に応じた多様な委託訓練

雇用・就業を希望する障害のある人の増大に対応し、障害のある人が居住する地域で職業訓練が受講できるよう、居住する地域の企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用した障害の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、主として座学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、通校が困難な人などを対象とした「eラーニングコース」、特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした「特別支援学校早期訓練コース」及び在職障害者を対象とした「在職者訓練コース」の5種類があり、個々の障害特性や企業の人材ニーズに応じて多様な支援を行うことが可能な制度である。平成23年度から新たに、職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と企業における実習を組み合わせた障害者向けの日本版デュアルシステムを導入した。障害者委託訓練の受講者は年々増加している。なお、委託訓練修了者の就職率については、平

成22年度は43.8%であり、後期5か年計画において、24年度に50%となるよう目標設定した。

オ 地域における職業能力開発の推進

平成18年度から、教育、福祉、医療等の実施主体である政令指定都市を委託先として障害者職業能力開発プロモート事業を実施し、特別支援学校や福祉施設等を含む障害者職業能力開発のネットワークを構築するとともに、職業能力開発に係る相談・情報提供、潜在的職業訓練ニーズの把握と職業訓練の受講促進等を行ってきたところである。平成22年度からは、地域における障害者職業能力開発促進事業として、実施対象を都道府県にも広げ、政令指定都市のほか、都道府県の資源も有効活用するとともに、企画競争により委託先を選定して実施することにより、これまで以上に障害のある人の態様・希望や企業ニーズに対応した効果的・効率的な職業能力開発を推進している。

カ 発達障害のある人に対する職業訓練

平成20年度から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する吉備高原障害者職業能力開発校及び中央障害者職業能力開発校において、発達障害のある人を対象とした職業訓練を本格実施するとともに、他の障害者職業能力開発校においても、発達障害のある人の入校促進を図った。

特に、平成19年度から実施している都道府県立の一般公共職業能力開発施設における発達障害のある人を対象とした訓練コースについては、23年度は7道府県で実施し、職業訓練の受講機会の拡大を図った。

キ 障害のある人の職業能力開発に関する啓発

① 全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）の実施

全国障害者技能競技大会は、障害のある人の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピックの愛称の下、昭和47年から実施している。

平成22年度には、神奈川県で第32回大会が開催（10月15日～17日）され、24年度には長野県で開催される予定（国際アビリンピックが開催される年は開催しないため、平成23年度は実施せず。）。

② 国際アビリンピックへの日本選手団の派遣

国際アビリンピックは、昭和56年の「国際障害者年」を記念して、障害のある人の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、昭和56年10月に第1回大会が東京で開催され、以降おおむね4年に1度開催されている。

平成23年9月には、韓国（ソウル市）で第8回大会が開催（9月25日～30日）され、日本からは16種目の職業技能競技及び職業技能基礎競技に計31名の選手が出場し、金賞を2人、銀賞を4人、銅賞を7人が獲得したほか、5人が特別賞を受賞した。

(11) 雇用の場における障害のある人の人権の確保

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、雇用の場における障害のある人に対する差別的取扱い等の人権侵害の疑いのある事案

第8回国際アビリンピック

平成23年9月25日（日）から30日（金）までの6日間、大韓民国ソウル市において、第8回国際アビリンピックが開催されました。

アビリンピックは、障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されています。

アビリンピックには日本国内で開催される全国アビリンピック（全国障害者技能競技大会）のほか、国際アビリンピックがあり、第1回国際アビリンピックは、国連で定めた「国際障害者年」である昭和56年に、東京で開催されました。以降、概ね4年ご

とに開催され、日本は第7回国際アビリンピックまでに375名の職業技能競技選手等を派遣しています。

第8回国際アビリンピックには、職業技能競技29種目、職業技能基礎競技4種目、生活余暇技能競技7種目の計40種目が行われたほか、展示・デモンストレーション、国際会議などが行われ、52カ国・地域から1,533名が参加しました。

日本からは、2011年度に神奈川県で開催した「第32回全国障害者技能競技大会」において優秀な成績を収めた31名が、16種目の職業技能競技及び職業技能基礎競技に参加し、金賞を2人、銀賞を4人、銅賞を7人及び特別賞を5人が受賞しました。



第8回国際アビリンピック 金賞受賞者の感想

馬場 末義 〈義肢製作 金賞〉

「皆様のおかげで金賞を取ることができました。どうもありがとうございます。右手に軽度の麻痺がある中で受賞できたことがうれしいです。」

木戸 健裕〈データベース(基礎) 金賞〉

「ここまで来られたのは応援して下さった皆様のおかげです。金賞を取れたことを大変誇りに思います。」

を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、人権侵害による被害の

救済及び予防を図っている。